

兵庫県稲美町農業委員会
令和5年3月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年3月24日（金）13時30分～14時45分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第19号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
⇒承認（3件）
報告第20号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（1件）
報告第21号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」⇒承認
議案第55号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）
議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（6件）
議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（2件）
議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1件）
議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第60号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）に対する
意見について」⇒同意
- 4 出席委員（14名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
13番・福田 修 委員 14番・高松幹博 委員

8 議 事

事務局： ただいまから令和5年3月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長 坂本 が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。
それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願ひします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、13番・福田 修 委員、14番・高松幹博 委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願ひします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第19号から第21号及び議案第55号から第60号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町岡字緑ヶ丘 田 880㎡

賃貸人： 町外在住の所有者

賃借人： 地元の農業者

設定された権利： 残存小作

解約理由：残存小作を解消するため
解約届出日：令和5年2月21日
解約成立日：令和5年2月21日
土地引渡時期：令和5年2月21日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町北山字北畑 田 1, 220 m²
田 1, 756 m²

賃貸人：地元所有者
賃借人：地元農業者
設定された権利：利用集積賃貸借
解約理由：3条申請予定のため
解約届出日：令和5年3月6日
解約成立日：令和5年3月6日
土地引渡時期：令和5年3月6日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号3」

所在：稲美町野谷字中割 田 1, 404 m²

賃貸人：地元所有者
賃借人：地元農業者
設定された権利：利用集積賃貸借
解約理由：一部を転用するため
解約届出日：令和5年2月28日
解約成立日：令和5年2月28日
土地引渡時期：令和5年2月28日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第20号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町中村字八反坪	田	7 3 8 m ²
	田	1, 2 1 1 m ²
(稲美野荘園西) 2筆合計		1, 9 4 9 m ²

設定する権利：所有権

譲渡人：町内・町外在住の土地共有者2名及び地元所有者

譲受人：不動産売買・土木建築工事業者

転用目的：露天資材置場

土地利用計画： 造成工事する。間の水路は蓋がけする。雨水は申請地周囲にトラフ設置し、水路に放流。

専決処理：令和5年3月7日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、露天資材置場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和5年3月7日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、報告第21号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局： 農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法において、全ての農業委員会において定めなければならないとされました。

稲美町農業委員会はこれまでに最適化指針を定めていないため、3月

中の策定を目指し、2月の役員会で最適化指針案を作成、3月に農業委員並びに農地利用最適化推進委員に意見照会をしました。

農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名から意見の表明がありましたので、再度役員会で検討しました。

検討結果は、意見照会で送付した案のまま、修正等はいたしませんでした。

構成は、

第1 基本的な考え方

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

3. 新規参入の促進について

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

となっております。全文読み上げは省略させていただきます。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に、ご意見、ご質問がないようですので、本日付けで「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」と定め、公表いたしますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第55号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町加古字見谷北	畑（雑種地）	25m ²
	畑（道路）	9.23m ²
	畑（宅地）	82m ²
（見谷集落内）	3筆合計	116.23m ²

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

申請地の内2筆は昭和44年頃から進入路・道路として使用、1筆は平成10年頃から宅地の一部として利用し、現在に至る。平成11年4月21日撮影の空中写真添付。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。申請地の現況は住宅への進入路、公道、住宅敷地となっており、農業用水・排水や周辺農地、道路への影響は特に問題なしとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和5年3月22日13時30分から17時までの間、13番・福田修 農地担当副会長、6番・上田尚秋 委員、14番・高松幹博 委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。
担当委員から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地の2筆は昔から自宅への進入路です。北側の水路は耕地整理でできたもので、その時に申請地の1筆が敷地に付けられました。周辺の農地への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は6件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町中村字小沢

地 目： 田

面 積： 595㎡ (五郎右衛門池西方)

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 町外在住兼業農家

農機具： トラクター2台・田植機・コンバイン・管理機・トラック等

栽培作物： 水稻・甘藷・野菜

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は吉田委員です。申請地は水稻栽培後レンゲが

播かれています。隣接農地の所有者が耕作されるなら問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

6番・上田委員： 申請地は給排水の整った田で、耕作には問題はありません。譲受人は町外の方ですが、申請地隣地など農地の管理はきちんとされていますので許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町国安字中道

地目： 田

面積： 619㎡ (国安中公園西方)

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元の共有者2名

譲受人： 利用集積使用貸借の借り人である地元農家

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・管理機

栽培作物： 水稲・野菜

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は藤田委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

6番・上田委員： 申請地は給排水の整った田で、水稲のあと耕耘してありました。譲受人はこれまでも申請地を耕作しておられましたので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定
します。
次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町岡字西

地 目： 田

面 積： 7 6 8 m² (岡東集落南方)

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元法人営農組合

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・播種機・自走式草刈機

栽培作物： 水稲・大麦・大豆

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願いま
す。

事務局： 地元最適化推進委員は西澤委員です。許可しても問題ないとの報告
をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

14番・高松委員： 申請地には麦が植えてありました。オープン水路の給排水
が整った田で、譲受人は認定農業者ですので問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ご
ざいませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成多数)

議長： 賛成多数ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定
します。

次に、「番号4」及び「番号5」は、譲受人が同じですので、一括
審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号4」及び「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町印南字西場	田	1, 0 0 5 m ²
	田	5 5 6 m ²
(長法池南) 2筆合計		1, 5 6 1 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：会社役員兼農業

農機具：トラクター・田植機・トラック・バインダー・糶摺機等

栽培作物：水稲・野菜・果樹

「番号5」

所 在：稲美町中一色字宮前	田	2 4 4 m ²
	田	1 0 6 m ²
	田	1 2 1 m ²
	田	2 5 4 m ²
(中一色児童公園北) 4筆合計		7 2 5 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内・町外在住の所有者4名

譲受人・農機具・栽培作物は「番号4」と同じ

議 長： 「番号4」「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員と山田委員です。いずれも許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号4」「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

14番・高松委員： 「番号4」の申請地は耕運されており、給排水に問題はありません。「番号5」はそれぞれ給水バルブが設置されており、耕作または保全管理されていました。譲受人は農地の管理もできていますので、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」及び「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所 在：稲美町加古字見谷北	田	3 1 0 m ²
	田	6 5 5 m ²
(谷ヶ池南) 2筆合計		9 6 5 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター・草刈機・軽トラック

栽培作物：水稲・野菜・果樹

議長： 「番号6」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号6」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・福田委員： 申請地は、東側の譲受人が所有する農地と一体で麦が植えられていました。中畦ありません。以前より譲受人が耕作管理されていきましたので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字中新田中（中新田集落内）

地 目： 田

面 積： 845 m²の内 174.5 m²

申請人： 会社員兼農業

転用目的： 農業用倉庫

土地利用計画： 盛土し整地する。農業用倉庫1棟建築。雨水は申請地西に溝を設け、北側の水路に放流する。40年以上前から一部造成済みで、既存の農業用倉庫1棟及び盆栽置場は撤去する。始末書添付。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。申請地には既に倉庫などが建っています。南は申請者の住宅、東は進入路、北側は水路です。転用する面積が現況より増えますが、周辺農地や用排水、道路等への影響は特にないと報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地には雨除けの庇程度とブロックで囲った盆栽置場がありますが、取り壊し、新たに倉庫を建築します。雨水は北側の水路に流す計画で、農業用水、道路等への影響はないように思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町国岡字高園 畑 773 m²

田 480 m²

（千波池南）2筆合計 1,253 m²

申請人：地元所有者

転用目的：賃貸露天資材置場

土地利用計画：盛土、整地し砕石敷する。雨水は申請地西側の水路に流下する。造成済みにつき始末書添付。

事務局：説明は以上です。

議長：「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は二杉委員です。申請地はこれまで機械修理工場として使われていましたが、建物等は既に取り除かれています。東は資材置場、北は池の堤体、西は池からの余水ばけ、南は道路です。現況とほとんど変わらない転用ですので、周辺農地や用排水、道路等への影響は特にないと報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

6番・上田委員：申請地は既に造成されています。U字溝などは設けられておらず、現況では雨水は西側の水路に流れ込みます。隣接する農地はなく、現況のままであれば農業用水、道路等への影響も特に問題ないように思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長：それでは、議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町野谷字中割 (荒内池西方)

地目：田

面積：428㎡

移動する権利：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住の譲渡人の血縁者夫婦

転用目的：分家住宅

土地利用計画：北・東は重力式擁壁新設する。東・南は道路高さまで盛土する。西側貸人の農地側は斜面仕上げ。住宅1棟建築する。雨水は雨水枡経由して北側既設水路へ、汚水は集落排水に接続。都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可は申請済。

議長：「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は松本委員です。申請地北側・東側に排水路、南道路、西は分筆後の田です。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響はないと思う。分筆後の水田も耕作に問題はないとの報告を受けています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

6番・上田委員：申請地は西側に残る田には、給水バルブ、排水口ともにあり耕作には問題ありません。転用にあって、雨水は北側既存の水路へ放流、汚水は集落排水に接続されます。転用による農地や排水、道路への影響はないものと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

1番・藤本委員：重力式擁壁とはどんなものですか。分家住宅になりますか。

事務局：重力式擁壁とは、ブロック擁壁とは違って、土圧に耐えられるように設計された擁壁です。分家住宅と説明したのは、地元で縁のある方が先祖代々の土地に建築される住宅という意味合いで、一般的な意味合いや建築要件のことではありません。

議長：他に、意見や質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長：それでは、議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限

に 番 委員、 番 委員が抵触しますので、 委員、 委員の
退席を求めます。

(委員、 委員退席)

議 長： それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 5 4 件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 9 4 件

申請筆数： 1 7 8 筆

申請面積： 2 4 7, 9 6 4 m²

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 5 3 件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 9 3 件

申請筆数： 1 7 6 筆

申請面積： 2 4 5, 4 1 6 m²

内、新規設定分は、借受け 1 8 件、貸付け 2 7 件、筆数 6 3 筆、 面
積 8 7, 8 0 0 m²。

借受人は、認定農業者や営農組合関係者などとなっております。

「各筆明細」（農地中間管理機構が借受転貸を同時に行うもの）

利用権を設定する申請者（借受者）： 1 件

農地バンク： 1 件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 1 件

申請筆数： 2 筆

申請面積： 2, 5 4 8 m²

議 長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議 長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いた
します。

退席中の 委員、 委員 は自席にお戻りください。
(委員、 委員、席に戻る)

議長： それでは、議案第60号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

区 域：母里－3

所 在：稲美町印南字西場（四ツ塚池の西）

面 積：846㎡

地 目：田

用途変更面積：236.79㎡

用途変更の目的：農業倉庫新築

土地利用計画：倉庫1棟建築、作業場・駐車スペースなど

申請者：地元農業者

軽微な変更計画が決定された後、農地法第4条の許可申請を出す予定

議長： 現地調査結果を報告願います。

14番・高松委員： 計画敷地内に給水バルブがありますが、移設する計画です。申請者の居宅にも近く、用途変更に関しては問題ないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について、同意する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員挙手ですので、稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について、原案のとおり異議なく同意いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げます、令和5年3月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年3月24日

議長 坂本英正

委員 福田修

委員 高松幹博